

袋井市

農業委員会だより

第20号

頑張ってます! /

新規就農者

おいらん
いぢい
お届します!



袋井市農業委員会

農業委員会長 挨拶

袋井市農業委員会だよりの発刊にあたり、ご挨拶申し上げます。

はじめに、日頃より農業委員会の業務に、ご理解、ご協力をいただき心からお礼申し上げます。

特に、「地域計画（目標地図）」の策定への取り組みには、部農会、耕作者、土地改良区など地域の農業に携わる皆さまに多大なるご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

地域計画は、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今までの地域農業の将来像、「人・農地プラン」に変わり、10年先の地域農業の将来計画として法定化されたもので、令和7年3月末までに作成します。

農業委員会では、令和5年9月に改正された「袋井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、地域農業の担い手の確保や経営基盤の強化など、地域農業が抱える課題の解決を目指し、地域の現状や担い手への農地集積、将来的な集約を見据え、地域別の目標地図の作成など、市とともに地域計画づくりに取り組んでいます。

また、計画の作成に向けての協議の場として、市内9地区に設立された「地区農業推進委員会」には、地域の農業に携わる多くの皆さまに参加いただいておりますが、この委員会が速やかに設立され、限られた時間のなかで、地域農業の現状等について様々な話し合いが行われたことは、長年、地域農業に深く携わってきた「地区水田営農協議会」が、委員会の基盤となったことが大きく、引き続き、本協議会が、地域農業を支える重要な組織として活躍いただくことを願うものでございます。

袋井市の水田は、すでに約80%が、大規模の担い手のもとで集積されております。これは、ひとえに先人の皆さんが農地整備に取り組んだおかげであり、今後、農地の集約を進めていくには、農地整備、経営規模などの課題を解決しながら、丁寧に進めていくことが必要でありますので、部農会をはじめ関係する皆さまと協力しながら取り組んでまいります。

現在、市では、農業の担い手育成に向けて、令和5年度から水田の大区画化のため畦畔除去に市独自の補助制度を設けるとともに、クラウンメロンの後継者育成のために経営継承支援事業に取り組んでおります。農業委員会におきましても、担い手の育成、農産物振興、荒廃農地の解消など、本市農業の発展のため、市と連携してまいりますので、今後とも、よろしくお願いいたします。



袋井市農業委員会長

ながた かつみ
永田 勝美

農業委員会のお仕事は！

農業委員会は、豊かな農地を守り有効に活用していくことを目的に、農地法に基づく農地の権利移動に関する審査や許可、地域農業の相談など農業委員16人と農地利用最適化推進委員12人が、農業にかかわる様々な仕事をしています。



農地が効率的に耕作されるように「農地利用の最適化の推進」をすること



地域の人たちと農地の利用について話し合いをしています。

農地の売買や貸借、農地を宅地に転用すること



農地の権利移動について審査しています。

農地の利用状況を調査して遊休農地の発生防止を解消すること



農地の利用状況を調査しています。

認定新規就農者制度

認定新規就農者制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じていく制度です。

対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、次のいずれかに該当する方です。

- ① 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ③ 上記の者が役員の過半数を占める法人



認定新規就農者になる主なメリット

- 青年等就農資金（無利子/限度額3,700万円）が活用できる。
- 国の補助事業（経営開始資金、経営発展支援事業）を活用できる。

新規就農者を紹介します

もろずみ あきら

両角 章さん

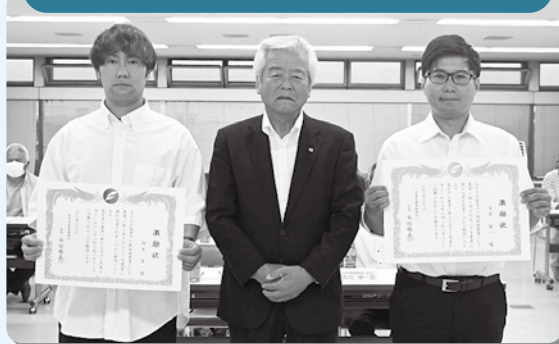
就農形態 親の農業経営とは別に、新たに部門を開始
就農地 上山梨
経営作物 施設野菜（トマト）
抱負 目標の売り上げを目指して頑張りたい。
法人化もしていきたい。

よしざと りゅういち

吉里 龍一さん

就農形態 新たに農業経営を開始
就農地 浅羽一色
経営作物 施設野菜（いちご）
抱負 栽培技術を磨いて多くの量を収穫し、
農業を通して地域の力になりたい。

令和6年6月9日 新規就農者激励会の様子



両角章さん(左)、吉里龍一さん(右)

笠原から始まる！和栗で荒廃農地再生



まつお かずひろ

静岡県西部地域では、栗栽培で全国的に有名な「松尾和弘さん」と「静岡銘菓うなぎパイ」で有名な「有限会社春華堂」が、和栗栽培で荒廃農地を再生する事業を進めています。

笠原地区では、農地利用最適化推進委員の埋田正直委員と農業委員の松本芳廣委員を中心に地域の皆さんが荒廃農地問題に取り組んでおります。今回、地域の協力のもと、この事業が、市内で初めて笠原地区で実施されることになりました。



家族経営協定

袋井市では、平成15年3月27日に1組目の家族経営協定の調印を行い、これまでに18組のご家族が家族経営協定を締結しています。

家族それぞれの経営の参画や収益の配分などの事項を盛り込んだ家族経営協定を締結・実行している経営体は、主に次のようなメリットがあります。

家族経営協定を締結する主なメリット

- ① 認定農業者の共同申請が可能
- ② 農業者年金の一定割合の国庫助成
- ③ 農業制度資金の貸付が受けられる
- ④ 農林水産祭参加の表彰行事における夫婦での申請が可能
- ⑤ 経営開始資金における夫婦での申請が可能

家族経営協定締結までのながれ

農政課へ相談

家族経営協定を検討されている方は、まずは農政課農業振興係へご相談ください。

協定書作成

協定書を作成します。協定書ひな形は市ホームページからダウンロードできます。※農政課にて作成の支援をさせていただきます。

協定書締結式

農業委員長が立会のもと、協定書の締結式を開催します。協定締結者となる方全員にご参加いただきます。（所要時間：30分程度）

※ 並行して、農業経営改善計画（認定農業者）の共同申請の手続きを進めることもできます。

R6に締結された生産者の紹介

生産者名：鈴木元治（もとはる）さん
鈴木健太（けんた）さん
経営作物：施設野菜（クラウンメロン）
営農場所：袋井東地区



経営継承により新たにクラウンメロン生産者を目指す 新規就農希望者を支援します

令和6年度から、クラウンメロン生産者の後継者の問題を解決するため、クラウンメロン支所と袋井市が連携し、新規就農希望者（親元就農・第三者継承）に対して営農知識等の習得を目的とした研修を実施し、後継者として育成をしながら、3年以内に経営継承を目指す指導農家と研修生を支援する制度を開始しました。

	支援内容	交付要件
親元就農 パターン	(1) 研修生支援金 ※最大2年間 最大120万円/年	(1) 3年以内に三親等以内の後継者への経営継承を目指すこと (2) 令和6年4月1日以降に指導農家の経営に従事していること (3) 指導農家と後継者の生計が別であること (4) クラウンメロン支所から支援対象としての承認を得ていること (5) 指導農家として、後継者に対して1年以上の研修を実施すること (6) 認定農業者と同等程度の経営をしていること など
	(2) 指導農家支援金 ※最大1年間 最大18万円/年	
	支援内容	交付要件
第三者 継承 パターン	(1) 研修生支援金 ※最大2年間 最大120万円/年	(1) 3年以内に親族以外の第三者への経営継承を目指すこと (2) 指導農家として、研修生に対して1年以上の研修を実施すること (3) クラウンメロン支所から支援対象としての承認を得ていること など
	(2) 指導農家支援金 ※最大1年間 最大48万円/年	

『後継者不在で悩んでいる』『所有している温室を有効活用してほしい』『やる気のある新規就農希望者を応援したい』という方は、まずは下記窓口までご相談ください。

●静岡県温室農業協同組合 クラウンメロン支所 TEL 0538-43-4146

●袋井市産業部農政課農業振興係 TEL 0538-44-3133

荒廃農地対策

農業者の高齢化や担い手不足などにより、市内の荒廃農地が増加しています。

荒廃農地は、雑草種子の飛散や病害虫の発生源になったり、イノシシなど有害鳥獣のすみかになったりする恐れがあるほか、ゴミの不法投棄を誘発するなど、農業経営や生活環境への悪影響を及ぼす恐れもあることから、農地の適正な管理をしましょう。

荒廃農地を解消して農地を有効活用しましょう！

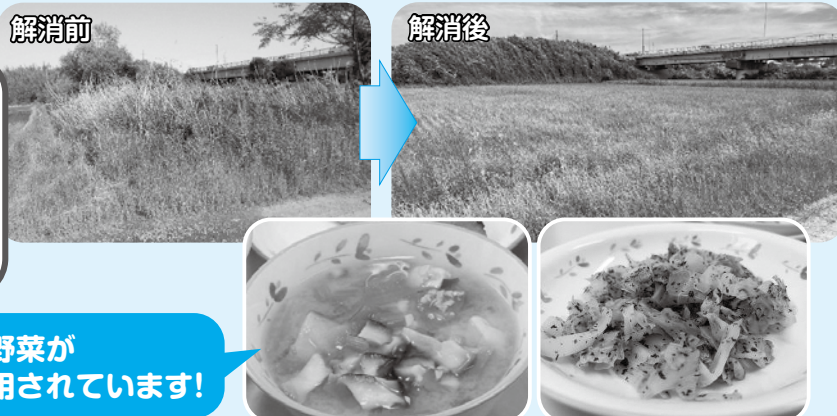
◆荒廃農地解消に対する支援をしています◆

市や県では、荒廃農地の解消に必要な経費の負担を軽減し、荒廃農地の活用を促進するため、農業者が実施する荒廃農地解消事業を支援しています。

補助対象者	事業要件	区 分	補 助 率	
			県	町
● 農業者 ● 認定新規就農者 ● 基本構想水準到達者 ● 人・農地プランに位置付けられた中心経営体	● 所有権の移転または農地中間管理事業によって権利設定した農地であること ● 総事業費が200万円未満 ● 事業実施後5年間以上耕作	再生作業 (障害物除去、深耕等)	1/2	1/2
		農業用排水施設整備	1/2	1/2
		施設補完整備 (農道等の新設、廃棄物処理等)	1/4	1/4

◆実際の解消農地

令和4年に荒廃農地を解消した事例です。
水稻を再開し、今後は裏作でキャベツを栽培後、給食センターへ納品し地産地消される予定です！



荒廃農地を解消して耕作した野菜が
市内学校給食の食材として使用されています！

農業機械、農薬、農作物等の盗難防止対策の徹底を！

近年、皆さんの大切な農業機械や農業資材、丹精込めて作った農作物が盗まれる被害が発生しています。あなたの農場は狙われています 😊

一人一人ができる盗難防止対策

① 倉庫やハウス等の出入り口の施錠

倉庫やハウス、保管庫等は、施錠を徹底しましょう
苗や肥料、農薬等の管理を徹底しましょう

② 防犯カメラやセンサーライトなどの設置

防犯カメラ、センサーライト、侵入センサー、警報ブザー等を設置し、
「防犯カメラ作動中」などの看板や表示板を設置しましょう

③ 見える位置に「立ち入り禁止 (KEEP OUT)」などの看板の設置

「立ち入り禁止」、「盗難対策実施中」などの看板を設置し、
不審者を近寄らせない意思表示をしましょう

④ 農業機械を圃場へ放置せず、不使用時はカギを抜き取り

簡単には機械の持ち去りや運転等による盗難ができない状態を作りましょう

⑤ 警察へ速やかに通報

被害があったら、泣き寝入りせず警察へ通報しましょう
不審者、不審車両を見かけたら、ちゅうちょなく警察に通報しましょう
犯人を見つけても、犯人を追わない

《万一に備え、収入保険への加入を検討しましょう》
収入保険制度 (静岡県農業共済組合のホームページ)

NOSAI静岡 - 静岡県農業共済組合
nosai-shizuoka.or.jp

不審な車両・人物を見かけたら、
110番または袋井警察署まで
通報してください。
0538-41-0110 (代表)

多面的機能支払交付金事業の活用について

①多面的機能支払交付金事業とは（令和5年度交付金 約1億3,920万円）

地域が一体となって、農村環境の保全に取り組むことを目的に、現在、**13組織**が活動に取り組んでいます。その活動面積は、市内の耕作面積の**約7割**を占めています。

各組織は、この交付金事業を活用し、**主体的に農道や用水路の修繕、遊休農地の活用**など、地域が抱える課題の解消に取り組んでいます。

②多面的機能支払交付金事業活動組織

No.	活動組織の名称
1	三川地域農地・水環境保全推進協議会
2	いまい保全の会
3	笠原三沢環境保全協議会
4	宇刈三澤水と緑の会
5	なわて会
6	ひがし水土里の会
7	沖山梨つぼみの田んぼ

No.	活動組織の名称
8	下山梨環境保全の会
9	一本松の会
10	大日ほたるの里環境保全会
11	村松西農地・水保全の会
12	アグリティ豊笠
13	浅羽一万石

③主な活動実績



用水路の更新



農道の舗装



パイプラインの新設

水田大区画化推進事業補助金

～水田の大区画化に向けた畦畔撤去を推進します～

袋井市では水田耕作における作業効率化、集約促進、荒廃農地の抑制などを目的に、畦畔撤去を行う農業者への補助制度を設けています。

対象者 次のいずれかに該当し、市税等の滞納がない方
①市内在住の農業者、②市内で営農する認定農業者

対象圃場 農業者が自身で営農する市内の圃場
※農地借用して耕作をしている場合は、
①利用権の設定、②土地の所有者から同意が必要です。

補助金額 撤去する畦畔の長さによって補助金額が決まります。
①50m以上の場合 … 2万円／本
②50m未満の場合 … 1万5千円／本

その他 必ず畦畔を撤去する前に、補助金の申請手続きをしてください。
※申請前に畦畔を撤去してしまいますと、補助金が交付されません。

問合せ先 袋井市産業部農政課農業振興係（TEL:44-3133）

撤去前



撤去後



しっかり積み立て、がっちりサポート。安心で豊かな老後を。 農業者年金に加入しよう!

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

6つの農業者年金の特徴とメリット



① 農業者なら広く加入できます

(加入資格)

- ・年間60日以上農業に従事する
- ・国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ・20歳以上65歳未満の方

※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

② 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です。

- ・保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、その影響をうけない財政的に安定した制度です。

③ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。

- ・通常加入の場合、保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円までの間で選択でき、加入後いつでも見直せます。
- ・翌年分の保険料を一括して支払う「前納納付」の仕組みもあります。

④ 終身年金です

- ・80歳前に亡くなられても死亡一時金が遺族に支払われます。

⑤ 税制面で大きな優遇措置があります。

- ・支払った保険料は、ご家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税になります。

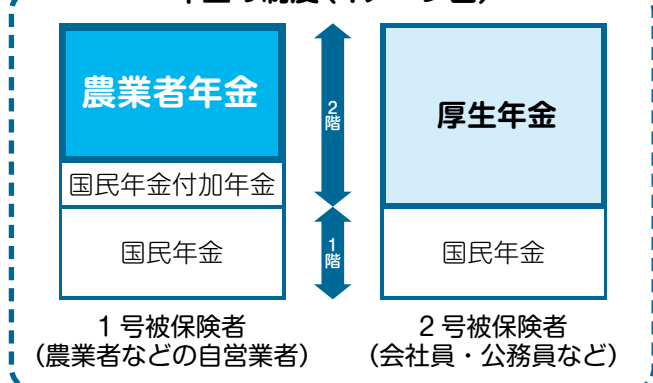
⑥ 一定の要件を満たす方は保険料の国庫補助（政策支援加入）があります。

- ・補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。
- ・最長20年間保険料の国庫補助が受けられます。

※保険料支払いによる節税効果の目安

課税対象所得	税 率	加入者の支払った保険料に対する節税額		
		政策支援加入	通常加入	
		月額1万円 (年額12万円)の場合	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
195万円以下	15.1%	18,000円	36,000円	121,000円
195万円超330万円以下	20.2%	24,000円	49,000円	162,000円
330万円超695万円以下	30.4%	37,000円	73,000円	245,000円

年金の制度(イメージ図)



詳しくは農業者年金基金のHPをチェック！



☆農業者年金のお問い合わせは☆

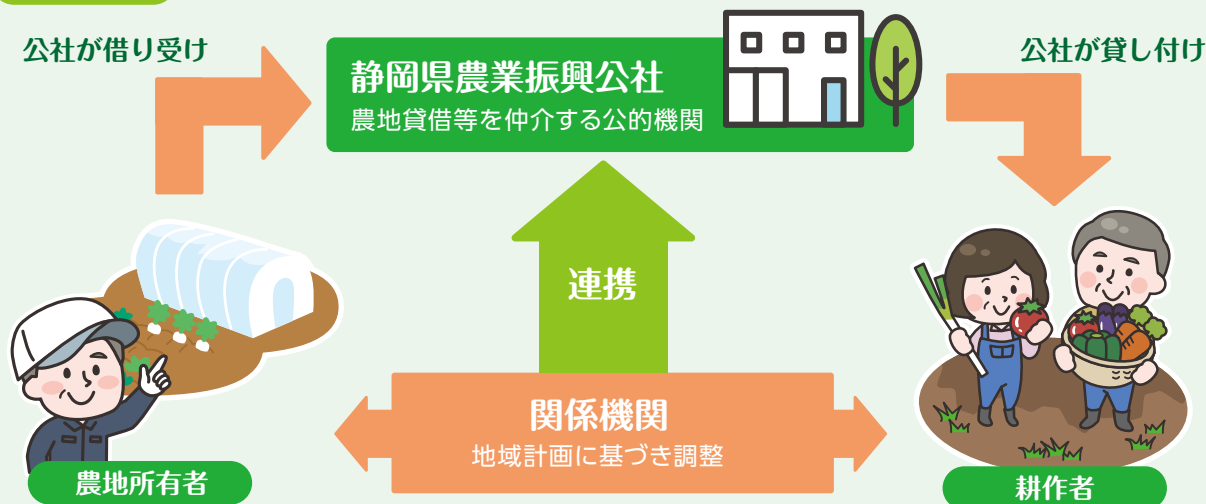
袋井市農業委員会(袋井市役所農政課内) ☎44-3167
袋井市新屋一丁目1番地の1

(一社) 静岡県農業会議 ☎054-255-7934
静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7F

農地中間管理事業

平成26年に始まった法律に基づく農地貸借の仕組みで、公社が農地所有者と担い手の間に入って農地貸借を進めます。令和7年度からはこれまでの利用権設定等促進事業と農地利用集積円滑化事業が廃止され、農地中間管理事業に一本化されます。

イメージ図



農地バンク事業の概要

- 原則、貸借は10年でお願いしています。契約満了時、農地は確実に農地所有者に戻ってきます。
- 賃貸借の場合、毎年12月に公社が担い手から賃借料を徴収し、農地所有者に振り込みます。
- 農地所有者・担い手には、賃借料の1%+消費税（最低110円）の手数料をお願いしています。
- 契約書類作成は関係機関で行います。内容を確認の上、押印等の協力をお願いします。
- 農地所有者は、経営移譲年金の受給継続、相続税納税猶予の適用を受けることができます。

※令和7年度以前に設定された利用権設定促進事業の対象農地については、満期を迎え次第、農地中間管理事業への移転をしていただくことが可能になります。

相続登記の義務化とは？

所有者不明土地の増加により、周辺環境の悪化や公共工事の阻害などが社会問題となっていることから、**不動産（土地・建物）の相続登記が令和6年4月1日から義務化されました。**

相続登記の義務化の内容

- ① 相続人は不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上義務化され、法務局に申請する必要があります。
- ② 正当な理由なく、相続登記をしない場合には10万円以下の過料が科される可能性があります。
- ③ 遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。